

## 議案第 35 号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

### 記

#### 令和 8 年度時津町一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年 6 月 2 日 提出

時津町長 山 上 広 信

#### 「提案理由」

地域未来交付金を活用し、時津町のブランド力向上を図るために長崎県との連携事業として内閣府に申請していた「「聖地の創出」をキーワードとした魅力発信・交流人口拡大プロジェクト」、「力強く稼ぐ観光プロジェクト」及び「地域活力創出による持続可能な社会基盤の構築プロジェクト」の 3 プロジェクトについて、国の令和 8 年度当初予算が 4 月 7 日に成立し事業が採択されたことなどにより、至急、事業実施のため予算の補正が必要になったが、議会を招集する暇がなかったため、専決処分したので、議会の承認を得るため、この議案を提出する。

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年4月10日

時津町長 山 上 広 信

令和8年度時津町一般会計補正予算（第2号）

### 「理由」

地域未来交付金を活用し、時津町のブランド力向上を図るために長崎県との連携事業として内閣府に申請していた「「聖地の創出」をキーワードとした魅力発信・交流人口拡大プロジェクト」、「力強く稼ぐ観光プロジェクト」及び「地域活力創出による持続可能な社会基盤の構築プロジェクト」の3プロジェクトについて、国の令和8年度当初予算が4月7日に成立し事業が採択されたことなどにより、至急、事業実施のため予算の補正が必要になったが、議会を招集する暇がないため、専決処分する。